

学校いじめ防止基本方針

青森県立八戸第一養護学校

1 学校いじめ防止基本方針策定に当たって

児童生徒が楽しく豊かな学校生活を送れるように、そしていじめのない学校を作るために、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめの疑いがある場合は、適切に且つ速やかに解消するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。本校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、けんかやふざけあいであった場合でも、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 校内体制について

(1) 未然防止・早期発見のための指導体制について

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1参照 **※未然防止・早期発見のマニュアル（日常指導体制）**

(2) 事案対処について

いじめの疑いがある場合、いじめ解消に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2参照 **※事案対処のマニュアル（いじめへの組織的対応）**

4 いじめの未然防止について

(1) 児童生徒に対して

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知を行う。
- ・自己有用感、自己肯定感の育成を行い、好ましい人間関係の構築ができるようにする。
- ・SOSの出し方を伝え、誰にでも相談できる環境を作る。
- ・アンケートや面談を通じ、「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促す。

(2) 教職員に対して

- ・学校いじめ防止基本方針等の理解を促す。
- ・重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか理解を促す。
- ・児童生徒が自分の居場所を感じられるような学級づくりに努める。
- ・児童生徒が思いやりの心を持ち、命の大切さを育めるような授業づくりを行う。
- ・児童生徒の変化に気付く、敏感な感覚をもつように努める。
- ・パソコンやタブレット端末等の使用に関し、情報モラル教育の充実に努める。

(3) 保護者・地域等に対して

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知を行う。
- ・いじめ根絶への理解と協力の依頼を行う。
- ・保護者と密に連絡を取り合う。

5 いじめの早期発見について

(1) 情報収集

- ・教職員で見守り、気付いたことを確認する。
- ・児童生徒、保護者、地域等からの相談を大切にする。
- ・アンケート調査、学部主任との個別面談を実施する。
- ※アンケートや個別面談の記録等は5年間保存とする。

(2) 相談体制の確立

- ・誰にでも相談できる場や雰囲気づくりをする。

(3) 即時対応

- ・いじめの疑いや情報が入ったら、すぐに報告する。

※発見者 → ハートフルリーダー（生徒指導主事） → 管理職

- ・即日、いじめ防止対策委員会を開催し、県へ報告する。

(4) 情報の共有

- ・教職員間で情報を共有する。

※特定の教職員が一人で抱え込まない。

- ・報告を徹底する。
- ・要配慮児童生徒の実態を把握する。
- ・進級時は引き継ぎをしっかりと行う。

6 解消に向けた対応について

(1) 児童生徒への対応

ア いじめられている児童生徒への対応

- ・いじめの事実を確認
- ・安心、安全の確保
- ・心のケア

※養護教諭や必要に応じて、スクールカウンセラー、を活用する。

- ・今後の対策について検討

イ いじめている児童生徒への対応

- ・いじめの事実を確認
- ・いじめられている児童生徒の苦痛に気付かせる指導
- ・児童生徒が抱える、問題や背景を理解し、立ち直りを支援

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用する。

ウ 関係集団への対応

- ・自分の問題としてとらえさせる指導
- ・望ましい人間関係づくりの指導

(2) 保護者への対応

ア いじめられている児童生徒の保護者への対応

- ・じっくりと話を聞く。
- ・被害性に着目し、児童生徒の苦痛に対して共感的に対応する。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじている児童生徒の保護者への対応

- ・児童生徒や保護者へことの理解を求める。
- ・立ち直るためには、保護者の協力が必要であることを伝える。

(3) 関係機関との連携

ア 県教育委員会との連携

- ・関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整
- ・いじめ防止専門員の委嘱

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握
- ・施設利用時に関する児童生徒の情報交換

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 いじめの解消について

「いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること」

「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

以上2つの要件を満たすこととする。

8 県教育委員会への連絡について

いじめの疑い（兆候、懸念、訴え、相談、通報）

- ・第一報
- ・確認結果の報告

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

イ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合

※連続した欠席の場合は、状況によって判断する。

- ・保護者や地域等から、いじめによる重大事態であると申し出があった場合

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

※重大事態の調査に係る記録等は、5年間保存とする。

付 則

- ・平成26年3月 5日 作成

- ・平成26年8月21日 一部改訂

- ・平成27年6月 3日 一部改訂

- ・平成28年2月 3日 一部改訂

- ・平成30年2月 8日 一部改訂

- ・平成30年6月19日 一部改訂

- ・令和 3年2月18日 一部改訂

- ・令和 8年3月11日 一部改訂

未然防止・早期発見のマニュアル（日常指導体制）

学校全体

- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ いじめを絶対許さない土壌づくり
- ・ 誰にでも相談できる体制の充実
- ・ 保護者・地域等との連携

いじめ防止対策委員会

構成員 校長、教頭、学部主任、教務主任
ハートフルリーダー、生徒指導主事
指導部生徒指導係、養護教諭、
関係教職員、いじめ防止専門員

- ・ 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・ 要配慮児童生徒への支援方針
- ・ 研修会等の企画・立案



即日臨時開催

いじめの疑い



県教育委員会へ
報告
・ 第一報
・ 確認結果報告

未然防止

◇児童生徒に対して

- ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 自己有用感、自己肯定感の育成
- ・ SOSの出し方を指導
- ・ 「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促す指導

◇教職員に対して

- ・ 学校いじめ防止基本方針の理解
- ・ 重大事態に関する理解
- ・ 居場所を感じる学級づくり
- ・ 命の大切さを育む授業づくり
- ・ 変化に気付く感覚を保持
- ・ 情報モラル教育の充実

◇保護者・地域等に対して

- ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ いじめ根絶への理解と協力の依頼
- ・ 保護者と密に連絡を取り合う

早期発見

◇情報収集

- ・ 教職員の見守り、気付き
- ・ 児童生徒、保護者、地域等からの相談
- ・ アンケートや学部主任との個別面談を実施

◇相談体制の確立

- ・ 誰にでも相談できる環境

◇即時対応

- ・ すぐに報告
- ・ いじめ防止対策委員会の即日開催

◇情報の共有

- ・ 教職員間での情報共有
- ・ 報告の徹底
- ・ 要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引き継ぎ

事案対処のマニュアル (いじめへの組織的対応)

いじめの疑い (発見・通報を受けた教職員)

